

那覇文化芸術劇場なは一と什器・備品類購入 (楽屋・劇場系カーテン) 仕様書

1. 件名：那覇文化芸術劇場なは一と什器・備品類購入(楽屋・劇場系カーテン)
2. 納入場所：那覇文化芸術劇場なは一と
那覇市久茂地3丁目26番27号
3. 納入期限：令和3年10月29日(金)
4. 納入物品：
 - 1) 納入物品の仕様及び数量は、別紙明細書記載の基準物品、または同等品とする。
※同等品で参加する場合は、公告に定める手続きに従い事前に文化振興課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を申請し、文化振興課の承認を受けること。
 - 2) 納入数量が複数の場合は、同一品名については、同一の製品で統一するものとする。
 - 3) 納入物品は、那覇文化芸術劇場なは一とに設置されているカーテンレールに支障なく取り付けられるものとする。
 - 4) カーテンについては、本仕様に定めるものの他は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版20.2.14による。
 - 5) カーテンは防炎性能を有するものとし、消防法施行規則第4条の4第1項に基づく防炎表示としての「防炎ラベル」を縫付すること。
 - 6) 受注者は、契約締結後、速やかに現場調査及び実測を行い、納入物品の設置について支障がないか確認を行うものとする。
 - 7) 縫製、製作、加工等は現場計上実測により適宜対応すること。
 - 8) 受注者は、納入物品の選定にあたっては、色彩、デザイン等、全体の調和に留意するものとする。

- 9) 受注者は、契約締結後、速やかに納入物品の一覧表、割付図、製作図及びその他説明資料を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- 10) 設置後は納品時の状態が確認できる写真及び資材承認書類（資材品質証明・防災品照明書・防災表示者認定書）を報告書類として提出すること。

5. 納入作業等：

- 1) 納入物品の搬入日は、令和3年10月1日から令和3年10月29日までのうち、発注者が指定する日とする。
- 2) 受注者は、納入物品の搬入及び設置について、あらかじめ工程表を作成し、発注者の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、納入物品の搬入等、現場での作業に際しては、十分な養生を行い、施設に損傷を与えた場合は、自己の費用負担により原状回復を行うものとする。
- 4) 受注者は、納入物品の搬入等、現場での作業に際しては、那覇文化芸術劇場なは一と関連工事請負者及び業務委託受注者並びに他の什器・備品類納入業者等と密に協議及び連携を図り、それぞれの作業が円滑に行えるよう相互協力を行うものとする。
- 5) 受注者は、納入物品の搬入等、現場での作業に際しては、近隣住宅地等へ騒音、振動、悪臭又は排気ガス等による影響がないよう配慮するものとする。
- 6) 受注者は、発注者が指定する納入物品について、発注者から配布される備品シールの貼り付けを行うものとする。
- 7) 納入物品については、地震等で落下することがないように、適切な方法により確実に固定を行うものとする。

6. その他

- 1) 受注者は、納入物品の取り扱いや手入れ方法について、発注者へ十分な説明を行うものとする。また、納品後についても、発注者から求めがあればこれに応じるよう努めるものとする。
- 2) 受注者は、養生材や梱包材等、納入物品の搬入に伴い排出される廃棄物については、法令の規定に伴い適切に処理を行うものとし、可能なものについては、リサイクルに努めるものとする。
- 3) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者協議のうえ決定するものとする。